

後期高齢者医療 令和4年度保険料率

同制度は主に75歳以上の方を対象とした医療制度です。次の通り、4年度保険料率をお知らせします。

●保険料率

均等割額(54,461円)に所得割額(賦課の基となる所得金額×所得割率11.12%)を足した合計が年間の保険料になり、上限は66万円です。また、賦課の基となる所得金額は各所得金額の合計額から基礎控除額を控除した額です。

●保険料の軽減

世帯の所得額に応じて、保険料の均等割額が下表の通り軽減されます。区分は同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等で判定します。

また、後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、会社の健康保険や共済組合加入者の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

●納付方法

年金の年額が18万円以上の方は原則特別徴収(年金からの天引き)になり、年金受給日に年金から直接天引きされます。それ以外の方は普通徴収となり、7月に送付する保険料額決定通知書に同封している納付書や口座振替で納めてください。

●仮徴収について

前年度の2月に特別徴収で支払った方は、4・6・8月に同じ額が年金から仮徴収されます。4・6・8月から新たに特別徴収となる方には、3年度の保険

料額を基に決定し、保険料仮徴収額決定通知書を送付します。また、7月に4年度保険料額決定通知書を送付します。決定した保険料額と4・6・8月に納めた仮徴収額の差額を、10・12・2月の年金から3回に分けて特別徴収します。

無料受診できる健康診査

◆健康診査

同制度の被保険者には、5月上旬(年度途中で75歳になる方は誕生月の翌月中旬)までに「健康診査受診券」を送付します。受診券に記載された有効期限(5年3月31日(金))までに無料で1回受診できます。

◆歯科健康診査

4月から指定する歯科医院で年度中に無料で1回受診できます。対象者には、5月上旬までに「歯科医院リスト」を送付します。

【甲】指定医療機関などで事前に予約し、受診券と被保険者証を持って直接指定医療機関(歯科健康診査は受診券不要) 【問】府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06・4790・2031 ※長期入院中や施設入所中の方などは対象外。受診の際は、必ず事前に医療機関へお問い合わせください。

軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)
7割	16,338円	【基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数(注) - 1)】 を超えないとき
5割	27,230円	【基礎控除額(43万円) + 28万5千円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(注) - 1)】を超えないとき
2割	43,568円	【基礎控除額(43万円) + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数(注) - 1)】を超えないとき

(注) 給与所得者等とは次のいずれかの条件を満たす方になります。

- (1) 給与等の収入金額が55万円を超える方 (2) 65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
(3) 65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得は軽減判定の対象所得に含まれます。

問い合わせは保険医療課 ☎754・6258

特定健診・健康診査の受診で特別金利が適用

豊能地区3市2町(池田・豊中・箕面市、豊能・能勢町)とJA大阪北部との間で、特定健診・健康診査を受診し、同組合の定期貯金に新規預け入れを行うと、年0.02%の特別金利を適用できる覚書を締結しました。

●対象者

- ①国民健康保険に加入している40歳以上の人
- ②後期高齢者医療制度に加入している人

●参加条件

4年度に特定健診・健康診査を受診(人間ドックは除く)し、年度内に必要書類を持って新たに同組合の定期貯金(1年ものの元利金自動継続型)に預け入れを行う

●必要書類

- ①国民健康保険または後期高齢者医療の健康保険証
- ②特定健診・健康診査を受診した日付を確認できる書類等(結果票など)
- ③本人確認書類
- ④印鑑(銀行印になるもの)

●特典概要

期間中に20万円以上100万円以下の金額を新規に預け入れると、年0.02%の特別金利が適用される(1人1回)

問い合わせは金融商品に関することはJA大阪北部の各支店 ☎750・2127(池田支店)
国民健康保険特定健診に関することは国保・年金課 ☎754・6253
後期高齢者医療健康診査に関することは保険医療課 ☎754・6258

猪名川再生プロジェクト事業『いなプロ』参加者募集!

河川の本来あるべき姿を知り、猪名川周辺環境の保全や再生を目的とした活動を行います。1年間を通していろいろなことを体験し、河川環境への関心と理解を深めましょう。

時 4月～5年3月の第3土曜日午前10時～正午(全12回) **内** 水鳥や水生生物の観察、在来植物の植栽活動など **対** 小学生と保護者 **定** 20組 **¥** 3,600円 **申** 電話で総合スポーツセンター☎761・5137

※詳細は猪名川運動場ホームページをご覧ください。



問い合わせは総合スポーツセンター☎761・5137

移動図書館車「さつき号」が新しくなりました

(一財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として実施しているコミュニティ助成事業の助成金を活用することで、移動図書館車「さつき号」が新しく生まれ変わりました。

一般書・児童書・雑誌など、約1,100冊の本を載せて、新たにステーションに加わる「くすのき学園」を含め、市内14カ所のステーションを巡回します。

巡回日程は11ページをご参照ください。



問い合わせは図書館☎751・2508

65歳以上の市民の皆さんへ 3,000円分のギフトカードを送付

新型コロナウイルス感染症の影響で外出頻度や人との関わりが減少した高齢者を応援するため、対象者1人当たり3,000円分のギフトカードを4月中旬から簡易書留で送付します。複数回に分けて送付するため、配達には2カ月程度かかる見込みです。

最新情報は市ホームページでもお知らせします。なおギフトカードの利用可能店舗は、同封の資料をご覧ください。

※ 4年2月1日時点で、本市の住民基本台帳に記録されている昭和32年4月1日以前に生まれた方 ※申し込みは不要です。



問い合わせは同コールセンター ☎050・5211・7768

子育て世帯への臨時特別給付

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている子育て世帯に、児童1人当たり10万円の給付金を支給します(所得制限あり)。

●対象

- ① 4年3月に出生した児童を養育している方
- ② 離婚(離婚協議中を含む)や海外からの帰国などにより、4年2月28日時点で支給対象児童を養育しているが、本給付を受け取っていない方

①の対象者は
こちらから→



●申請期限

4月15日(金)

※詳細は市ホームページをご覧ください。

②の対象者は
こちらから→



問い合わせは子育て支援課 ☎754・6612

【期間延長】新型コロナウイルス感染症に伴う 傷病手当金の支給

対 次の全てを満たす方

- ①国民健康保険または②後期高齢者医療保険に加入
- 給与の支払いを受けている
- 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、療養のため労務に服することができなかった期間がある
- 労務に服することができなかった期間について給与の全部または一部が支給されない
- 労務に服することができなかった期間が令和2年1月1日～4年6月30日の間(期間延長)

申 勤務先や医療機関が記入する申請書などを直接または郵送で①国保・年金課または②保険医療課(〒563-8666、住所不要) ※申請書のダウンロードなど、詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせは①国保・年金課 ☎754・6253 ②保険医療課 ☎754・6258

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

本市で実施している新型コロナウイルスワクチン接種について、お知らせします。

【追加(3回目)接種】

3回目の接種券は、2回目接種日から一定期間経過した方に順次送付しています。接種を希望する方は、接種券に同封のチラシをご覧ください。予約してください。

【初回(1・2回目)接種】

接種券は全ての方に送付済みです。接種を希望する方は、市内個別医療機関で接種予約をしてください。

【5～11歳】新型コロナウイルスワクチン接種

4年2月28日時点で対象者に該当する方には、接種券・予診票・チラシなどを送付済みです。それ以降に5歳となる方には順次発送しています。詳細は市ホームページをご覧ください。

※接種には接種券・被接種者と保護者の本人確認書類のほか、「母子健康手帳」が必要です。同手帳の再発行が必要な場合は、健康増進課 ☎754・6034までお問い合わせください。



受付窓口の場所が変わります

4月1日(金)から、同接種に関する申請書などの受付窓口が保健福祉総合センター2階に変わります。ご注意ください。

問い合わせは市新型コロナウイルスコールセンター ☎0570・070・767

住民税非課税世帯等臨時特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、生活・暮らしの支援のため、1世帯当たり10万円を支給しています。

●対象者

- ①住民税非課税世帯(3年12月10日時点で本市に住民登録があり、世帯全員の3年度の住民税が非課税の世帯)
- ②家計急変世帯(①以外で、新型コロナウイルス感染症の影響により、3年1月以降の家計が急変し、①と同様の事情にあると認められる世帯)

※①②ともに住民税課税者の扶養親族などのみで構成される世帯は対象となりません。DVなどで本市に避難中の方も、本給付金を受給できる場合があります。

●申請(9月30日(金)まで)

- ①…市から郵送した確認書に必要事項を記入し、返送してください。
- ②…申請書類を送付しますので、本市給付金窓口にお電話ください。世帯それぞれの収入(所得)の分かる書類を添付し、返送してください。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



問い合わせは同窓口 ☎754・6611 (午前9時～午後5時)

体育指導の充実や運動習慣の改善に 全国体力・運動能力、運動習慣等調査

3年4月から7月にかけて、子どもの体力の向上のための課題を検証し、その改善を図ることを目的とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査が、全国の小学5年生と中学2年生、義務教育学校5・8年生を対象に実施されました。

本市の結果概要

体力合計点を見ると、小・中・義務教育学校ともに府の平均を上回っています。しかし、全国同様に本市でも、新型コロナウイルス感染症がまん延する前と比べると、体力が低下傾向にあります。感染拡大防止に伴い学校や日常の活動が制限され、運動時間の減少や肥満傾向の子どもが増加したためと考えられます。

アンケート調査でも小学校では43.2%、中学校では49.8%の児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前に比べて運動する時間が減ったと回答しています。

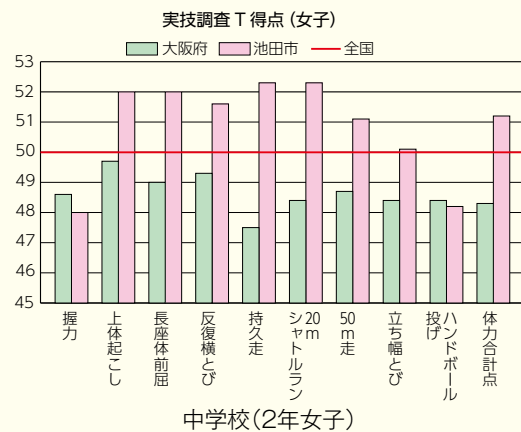
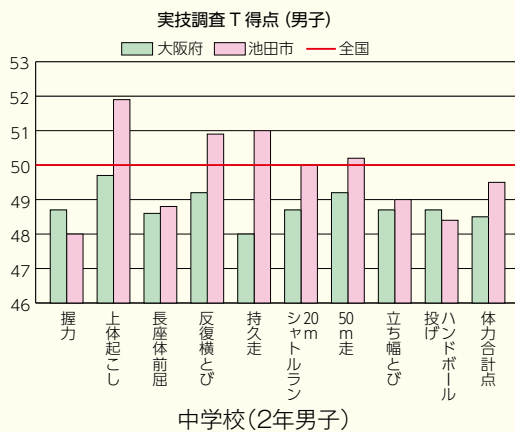
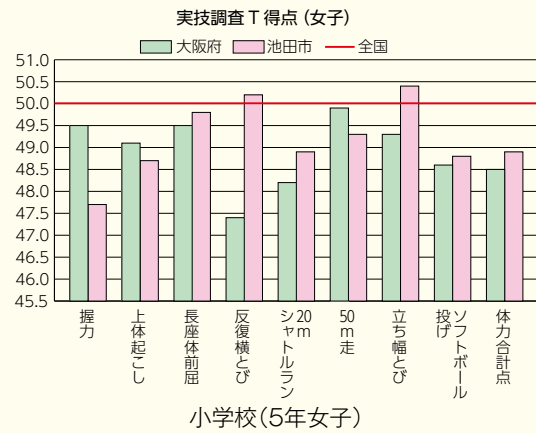
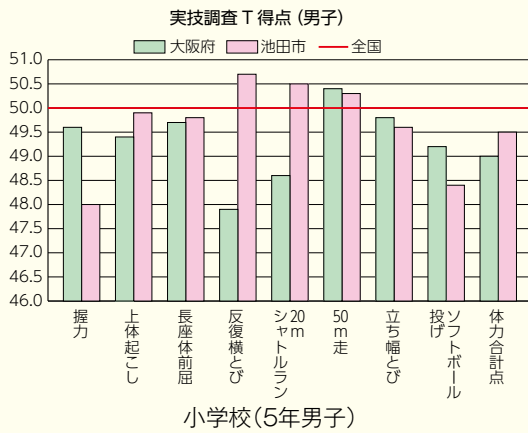
今後、感染症対策を進めながらも、日常的に子どもたちが運動できるような環境づくりや、運動したくなる授業づくりに取り組みます。

本市を全国・大阪府と比較した結果

調査項目

- ①握力 ②上体起こし ③長座体前屈 ④反復横とび ⑤持久走 ⑥20mシャトルラン ⑦50m走 ⑧立ち幅とび ⑨ソフトボール投げ/ハンドボール投げ

※実技調査T得点は全国平均値(50点)に対する相対的な位置を示す指標です。50点より上の種目は全国平均を上回っています。⑤持久走は中学校のみです。



問い合わせは学校教育推進課 ☎754・6293